特保法 勞働法 を強行上提か？

労闘、最後の肚を固む

特別保安法（国家公務法の改正）による労働者の圧迫、労働法の改悪に依る組合のスト権剥奪等々世界の労働者の怒りと憤激に抱んで吉田内閣はこれを強行しようとしている。吾々からは労としては実力を以て闘う決意をもっていたが吾々最終段階に突入した。政府は特保法第十三条を近く国会に提出するといゝ二月三日の参議院法制委員会に於ける参議院議員の中止を強く要求し「審議の為制限」を要求したが、「三月十日に開催される総会に於ては『審議行為制限』を採択したい」旨を宣言したが、政府は強行する旨を決めた模様である。

此事に関して労闘せん術委員会としては

一、三月十五日衆のせん術委員会に対して二、三月十八日三月二十二日陳情書を提出

三、三月二十四日三月二十五日国会陳情

四、三月二十六日二十四時間一斉ストライキを決行 但スト権を持たない労組やその他の産業のある組合（鉄鋼、私鉄、紙パルプ）はストに代る闘争を行う

一斉ストに参加する産業組合は次の通り

炭労、全鉱、電産、全逓、全電通、全国労、官公労に於ては全国一斉に闘争に踏み込みをやる。

宮川 やる方法は変った。市長はに従って全組合員を対象として一回の闘争として開放される事となって居る。

上部役員候補確認さる

各支部組織は三月中をもって任期満了するのでこの後任候補を規約中央委員会で決定した。

市内制限年間記念として大会以上徴税出来ないかわかるのか？国民にとわって後で困りはしないか？

寺田 法によって五%と決っているのでそれ以上は違法になる。五%は現金で納附し、あとの五%は隠蔽その他の事務施設で還元したい。

その意味で市としては予算五〇〇万円で市民会館の建設を計画している。

宮川 そうだとまりますオカシイ

五〇〇万円は事務費による事となっているようだが、書きなかったんだと云うのか？

寺田 出来るだけ書く。

宮川 何処から？

寺田 市制十周年記念として大会費を組織する。

宮川 書きるか書きないかわからぬような事務費を当てにして作る予算なら誰でも出来る。それで正しい事として世間に通用するか？余りにも出来好きすぎはしないか？

宮川 事務費に期間等が一致しないとしたが、どうの時寺田市長答弁に詰って二弁明の余地なしと宣言す。

宮川 一〇%還元した方が寺田市長

寺田 補助は絶縁、繁栄を建前とし

宮川 補助を受けねばならって行かぬというて居るのではない。給与からの源泉徴収をするなら一〇%負けて呉れと云って居るのだ。市民では市民税を九〇%取ったのではない。それを勤労者の場合給料から天引きするのだから一〇%還元しても確実に九〇%取れる訳だ。

寺田 五%はまけて市民に行かないあとは五%は金でなく制度施設や事業で還元する。

宮川 商協会商工協会に補助金を計上しながら等組に対しては何故補助が出来ないのか？市民の六〇%を占める勤労者の為には何も考えていないではないか。

寺田 補助は絶縁繁栄を建前とし

宮川 市の繁栄という事は絶縁繁栄の為になるという事は絶縁繁栄を唱えないとも抑えず市長一が答弁会議の議員の一致を見、また全員議員の一致を唱えないとも抑えず市長一が答弁するというのはどういう訳？あとの五%還元についてはどんな方法でもある。何等かの方法でもある。何等かの方法でもある。何等かの